平成２５年（フ）第１７３号
愛知県豊橋市新栄町字汐焼11　レオパレスベルタＢ204号室、住民票上の住所愛知県豊橋市川崎町348番地
債務者　中鉢　哲也
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤本　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１５２５号
名古屋市天白区中平１丁目706番地　サンハイツ中平２―405号
債務者　佐藤　　圭
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢田　啓悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０５号
長野県飯山市大字瑞穂4234番地２
債務者　鷲野　　保
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　秀之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７７号
長崎県長崎市界１丁目12番23号、旧住所長崎県諫早市飯盛町川下320番地
債務者　藤原　武好
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植木　博路
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６３１号
神奈川県逗子市池子３丁目２番８号　タウンハウス星ヶ谷Ａ号
債務者　福澤　　敏
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　富雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２号
長崎県長崎市多以良町2160番地68、旧住所長崎県長崎市三重町347番地　松本ビル302
債務者　南　　洋佑
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森永　正之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１０６号
宮崎県日向市大字日知屋1383番地６　２棟15号
債務者　内布　直孝（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第５３号
岩手県北上市大堤南３丁目９番７号、旧住所岩手県盛岡市三ツ割３丁目８番６号
債務者　畠山　喜光
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第２１３号
福井市照手１丁目５―４、住民票上の住所福井市照手１丁目５番７号
債務者　中川　千子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
福井県丹生郡越前町厨第47号１番地15
債務者　濵野みね子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
福井県吉田郡永平寺町松岡神明１丁目72番地２
債務者　清水　　亨
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２７号
福井市文京１丁目10番42号　ダイアパレス西別院503
債務者　北川マサエ
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３２号
福井市問屋町４丁目406番地２　タウニーもみの木101、旧住所福井県あわら市瓜生第24号８番地１
債務者　中村美和子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
兵庫県伊丹市桑津４丁目１番１―506号
債務者　杉岡美樹こと　金　　美樹
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
徳島県徳島市北田宮３丁目５番22―11号　エクセレントグレイス、旧住所徳島県徳島市八万町橋本217番地の10
債務者　佐藤　　絢（旧姓大田）
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７１号
徳島県阿波市市場町市場字上野段669番地上野段団地５号、旧住所徳島県阿波市吉野町西条字原田169番地６
債務者　森本　将史
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
徳島地方裁判所民事部